平成２１年（フ）第２７７号
神奈川県相模原市矢部１丁目10番16号　みくに荘102号室
債務者　藤本　純子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２７９号
神奈川県相模原市淵野辺２丁目30番１号
債務者　三浦　由紀（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２８７号
神奈川県相模原市相模原８丁目５番６号　サンモール相模305
債務者　李家　香織（旧姓末吉）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２８９号
神奈川県相模原市二本松４丁目17番18号　松之内コーポ201号
債務者　堀内　　亮
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２９０号
神奈川県相模原市城山町久保沢３丁目８番10号　コーポ中原１号
債務者　安西　勝典
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第９５号
長野県佐久市平賀285番地３ゴールデンハイツ201号室、住民票上の住所長野県佐久市内山7786番地６
債務者　池田　喜光
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第３３６号
青森市小柳１丁目17番34号　コーポくるみ202号
債務者　瀬川奈緒子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
青森県上北郡七戸町字中野96番地　中野団地７－１号
債務者　鳥谷部　優
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７０号
青森市小柳３丁目４番11号　メゾンド303・101号
債務者　奈良のり子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月17日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
神奈川県相模原市相武台２丁目24番18号　相武台グリーンレジデンス201
債務者　杉田　春策
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第４１号
長崎県北松浦郡佐々町須崎免482番地７　カントリーハイツ103号、旧住所長崎県平戸市敷佐町191番地第２
債務者　山口夏葉美（旧姓黒崎）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
長崎県東彼杵郡川棚町小串郷2240番地２、住民票上の住所長崎県佐世保市祇園町３番22号
債務者　樋口　温子
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
長崎県佐世保市瀬戸越２丁目１番３号　泉福寺住宅Ｆ３―10
債務者　豊嶋　栄一
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
長崎県佐世保市八幡町13―６　クレージュ八幡301
債務者　山村　雅美（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

第明治三十二種郵便物認可